

高等学校・総則の改善のイメージ（たたき台案）

平成28年6月27日
教育課程部会
高等学校部会
資料2-3

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

青字は、高等学校に固有の観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育・体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・道徳教育の全体計画の作成

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・普通科における配慮事項・専門学科における配慮事項
- ・進路指導等の充実

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・言語活動の充実・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒指導の充実・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・障害のある生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導・情報モラル、情報活用能力
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実・部活動の意義と留意点
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点 生徒指導、進路指導

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の役割、教育課程を中心とした地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実を図っていくことの重要性など今回改訂が目指す理念について示す

何ができるようになるか

総則

第1款 高等学校教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された高等学校の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の三つの柱について
- ・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成すべき資質・能力との関係
- ・各教科等で育成する資質・能力との関係
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

何を学ぶか

第2款 教育課程の編成

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校・学科において、育成すべき資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する
- ・各学校・学科において、教育課程編成の基本方針を家庭・地域と共有する

2 教育課程の編成における共通的事項

(1) 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

(2) 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

(3) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

(4) 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

(5) 通信制の課程における教育課程の特例

3 中学校との接続

(初等中等教育全体を見通しつつ、中学校との接続に配慮すること)

(中等教育学校等において中高一貫教育の特徴を活かした特色ある教育課程編成の工夫をすること)

4 義務教育段階での学習内容の確実な定着や学習が遅れがちな生徒などへの配慮

(1) 義務教育段階での学習内容の確実な定着

- ・各教科・科目の指導における学習機会
- ・必履修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する
- ・学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させる

(2) 学習が遅れがちな生徒などへの配慮

- ・各教科・科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行う

5 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

6 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

7 各教科・科目等の内容等の取扱い

8 全体として、調和の取れた指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各教科等の内容の指導上のまとめ(単元、題材、主題など)の重要性を踏まえ、各指導事項のまとめ方や重点の置き方を工夫した効果的な指導
- ・職業教育に関して配慮すべき事項
- ・道徳教育の全体計画の作成

第3款 教育課程の実施と学習の評価

1 教育課程の実施

(1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容について、**育成すべき資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成するために、指導上のまとめ(単元、題材、主題など)を作り上げることの重要性**
 - ・特に重要となる学習活動の在り方
 - －資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - －生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- (※それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・個々の生徒の特性等の伸長
(※第4款1 個々の生徒の発達の支援 キャリア教育の充実との関係整理)
- ・情報モラル、情報活用能力
(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述) (※第2款の5との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた学習指導の改善

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない)
- ・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い、**資質・能力の育成**に生かす

どのように学ぶか
何が身に付いたか

生徒の発達を
どのように支援するか

第4款 生徒の発達を踏まえた指導

1 生徒の発達の支援

- ・ホームルーム経営の充実を図り、教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒指導を充実すること
- ・生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を充実すること
(※職業に関する専門学科におけるキャリア教育の推進のための就業体験等、及び学校生活の全体を通じた個々の生徒の個性の伸長、との関係について整理)
- ・生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒への指導

- ・個々の生徒の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・通級による指導に関する教育課程の構造、配慮事項について
- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について

(2) 海外から帰国した生徒等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

第5款 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項

1 学校の指導体制の充実

- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・学校間の連携、交流
- ・部活動の意義と留意点

2 家庭・地域との連携・協働

- ・家庭や地域との連携・協働
- ・障害のある児童生徒との交流及び共同学習
- ・世代を超えた交流の機会(高齢者、異年齢の児童生徒など)

別紙 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働く「見方・考え方」の一覧を示す